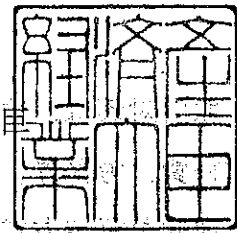


# 経 済 産 業 省

平成17・11・15中第1号

平成17年12月8日

関係事業者団体代表者 殿



経済産業大臣

賞 状

## 下請事業者への配慮等について

最近の我が国の経済は、全体として緩やかに回復しており、中小企業の景況についても、総じて見れば、一進一退の中で改善の兆しが見られておりますが、地域により回復の度合いにばらつきが見られ、また、非製造業の中小企業を中心に回復の遅れが見られるなど、業種別にもばらつきが見られる状況となっております。

このような状況の中で、下請事業者においては、経済のグローバル化や下請取引構造の変化等という経済構造の変化への対応が求められている一方、特に昨今においては、原油価格上昇の影響を受け、製造コストの増加や燃料価格の上昇を取引対価に転嫁しにくい状況が少なからず見られるなど、経営環境の激変に厳しい対応を迫られているところ です。

政府としては、従来から、下請事業者の経営基盤の強化に資するため、親事業者の下請事業者に対する発注方法の改善や取引条件の改善等、下請中小企業振興法（昭和45年法律第145号）に基づく「振興基準」（別紙参照）に定められた事項につき親事業者に対して協力を求めてきたところであります。

特に、年末の金融繁忙期には、下請事業者の資金繰り等について厳しさが増すこと

が懸念されます。このため、貴団体におかれましても、下請事業者の置かれている状況を十分認識していただき、貴団体所属の親事業者に対し、下記の事項について、指導されるよう要請します。また、その際には、親事業者の担当取締役から発注窓口担当者等現場関係者に至るまで改めて周知徹底を図り、担当取締役等の責任者には、これらの指導及び監督に当たらせるなど、適切な措置を講ずる旨併せて指導されるよう要請します。

## 記

1. 取引対価は、取引数量、納期の長短、納入頻度の多寡、代金の支払方法、品質、材料費、労務費、運送費、在庫保有費等諸経費、市価の動向等の要素を考慮した、合理的な算定方式に基づき、下請中小企業の適正な利益を含み、労働時間短縮等労働条件の改善が可能となるよう、下請事業者及び親事業者が協議して決定すること。
2. 下請代金の支払については、発注に係る物品等の受領後、できる限り速やかに、かつ、できる限り現金で支払うものとし、少なくとも賃金に相当する金額については、全額を現金で支払うものとする。手形で支払う場合には、手形期間の短縮化につき最大限の配慮を行うこと。
3. 特許権、著作権等知的財産権や、営業秘密等知的財産の取扱いに関しては、契約書の締結及び契約内容の明確化に努めること。また、取引対価の決定に際しては、取引の対象となる物品等に係る知的財産権の帰属及び当該物品等の製造等を行う過程で生じた財産的価値を有する物品等や技術に係る知的財産権の帰属及び二次利用に対する対価についても十分考慮すること。
4. 下請事業者が売掛債権を担保等として金融機関から資金を調達できるよう、売掛債権の譲渡につき承諾を求めた場合には適切に対応すること。